

●更生債権等査定申立書の使い方●

更生債権届出書を提出された方は、認否結果通知がすでに到着していることと思います。債権を認めない理由に、「債権不存在」と記されておりますが、これは到底納得することはできません。そう考える方もいらっしゃると思いますので、今回更生債権等査定申立書のひな型を作成し公開することにいたしました。債権について争われる方の一助となれば幸いです。

●更生債権等査定申立の提出期限

一般調査期間の最終日である平成 21 年 10 月 20 日の翌日から 1 ヶ月以内（11 月 20 日[必着]まで）

●提出書類

更生債権等査定申立、債権が存在することを示すもの（証拠書類を添えて）を各 2 部ずつ用意（裁判所用と管財人用）これは、前回と同じです。会社の不正行為や違法行為を示し、株主資産が不正に棄損させられた事示し、債権が存在することを証明して下さい。

●他に同封しなければいけないもの

500 円切手×2 枚、50 円切手×1 枚、80 円切手×1 枚＝計 1,130 円分を 2 組（合計 2,260 円分）
↑上記組み合わせの切手でないといけないようです。

【注意点】

この更生債権届出書は、色々な資料を参照しながら作りましたが、万一不備等ございましたも、その責任を負うことはできませんので、あらかじめご了承下さいませ。

春日電機個人株主の会

更生債権等査定申立書

平成 21年 11月 日

〒

届出債権者 (住所)

(氏名)

印

(電話)

(FAX)

相手方(更生債務者) 〒181-0013

東京都三鷹市下連雀6-1-33

更生会社 春日電機株式会社

管財人 平出晋一

申立ての趣旨

- 1.申立人の届け出た債権(受付番号)を金 円と査定する。
 - 2.申立て費用は相手方の負担とする。
- との決定を求める。

申立ての理由

1 申立人の更生債権

(1) 申立人は、平成21年11月 日現在も、更生会社春日電機の株主である。

(2) 上記株式は、更生会社春日電機の元経営陣による違法行為により、著しく価値が棄損した。しかし、更生会社はその経営責任も負わず、株主からの経営責任の追及を逃れる為に、定時株主総会開催の直前に会社更生法を申請した。その後の財産評定で、資産の算定を低くし、また会社の規模に見合わぬ引当金を負債に計上し、債務超過としている。これは、株主の経営責任の追及を嫌い、会社更生法のメリットを生かして、株主の権利を奪うための不当な債務超過であると言える。その行為により、株式価値を作為的に棄損させられていると考える。このことについて、申立て理由についての補足[甲1]に別途記載する。

2 再生手続開始決定

相手方は、御庁に対し、会社更生手続開始の申立てをし、御庁は、平成21年7月17日、更生手続を開始する旨決定した。

3 申立人の債権届出

申立人は、更生債権届出期間において、金 円を更生債権として届け出た。

4 更生債務者の否認

相手方は、申立人の上記届出債権のうち全額について、債権不存在を理由として認めなかった。しかし、上記申立て理由及び、申立理由についての補足(甲1)のとおり、上記届出更生債権が存在していることは明らかである。

5 まとめ

よって、申立人は、会社更生法151条2項に基づき、申立ての趣旨記載の債権内容の査定を求めるため、本申立てに及んだ次第である。

(以上)

証拠方法 () (申立理由についての補足[甲1])
添付書類 株式残高証明書のコピー その他 ()

※ 提出していただく書類は、本書2通です。欄に記載しきれない場合は、適宜別紙を使用して記載してください。

申立理由についての補足

